



# 知っ得!! 国保

— 医療保険制度 あれこれ —

## 国民健康保険税

### 国民健康保険を支える保険税

国民健康保険税は、国保に加入されている被保険者の属する世帯主に対し課税されます。加入者が安心して医療を受けるための貴重な財源ですので、納期限までに必ず納めましょう。

なお、年度途中での加入や資格を喪失した場合には、税額を更正します。

### 平成26年度の税率

※[ ]内は旧課税限度額

区分	医療分	後期高齢者支援分	介護分 (40歳～64歳)
所得割	(総所得金額 - 33万円) × 5.5%	(総所得金額 - 33万円) × 1.1%	(総所得金額 - 33万円) × 1.1%
資産割	固定資産税額 × 40%	-	-
均等割	加入者数 × 10,000円	加入者数 × 7,200円	加入者数 × 7,200円
平等割	1世帯14,000円	-	-
課税限度額	51万円	16万円[14万円]	14万円[12万円]

地方税法施行令の改正に伴い、今年度より「後期高齢者支援分」の課税限度額が16万円に、「介護分」の課税限度額が14万円に改正となりました。

### 住民税の所得申告はお済みですか？

国保税は前年の所得に応じて税額が決まります。所得金額によっては減額の特例を受けることができますが、世帯にいる被保険者が一人でも申告されていない場合は減額対象となりません。

国保に係る給付（高額療養費）や福祉などの各種住民サービスを受けるためにも必要ですので、お済みでない場合は忘れずに申告しましょう。なお、収入がなかった方も申告が必要です。

### 税金の納付は便利で安心な口座振替で！

口座振替を利用すれば、窓口で支払いする必要はなく、納め忘れの心配もありません。申し込みの手続きも、一度行えばそれ以降は継続となりますので、毎年手続きをする必要はありません。

### 特別徴収（年金天引き）の納期

4月	6月	8月	10月	12月	2月
	仮徴収			本徴収	
国保税を平成26年2月の年金から特別徴収された方は、原則として同じ額を仮徴収します。			今年度の年税額から仮徴収額を差し引いた額を特別徴収します。仮徴収額のみで納めすぎになる場合には、過納金を還付します。		

### 国民健康保険税の軽減

倒産・解雇などにより離職をされた方（特定受給資格者）や雇止めなどにより離職をされた方（特定理由離職者）は、申請により国民健康保険税の軽減が受けられます。

※詳しくは、広報みなのか平成26年5月号をご覧ください。

問合せ 税務課課税担当 ☎62-1461